臨時販売場設置届出書の記載要領等

１　提出すべき場合

この届出書は、７月以内の期間を定めた臨時販売場（輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。）を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）として承認を受けた事業者が、臨時販売場を設置する場合に事業者の納税地を所轄する税務署長にその設置日の前日までに提出するものです（法８⑨、規則10③）。

（注）１　この届出書に記載した内容に変更があった場合には、遅滞なく、「輸出物品販売場等変更届出書」を提出する必要があります（令18の５⑤、規則10⑤）。

２　設置しようとする臨時販売場が２以上ある場合には、適宜の様式にこの届出書の記載事項をまとめた一覧表等を作成して添付することで、各臨時販売場についての届出を行うこととしても差し支えありません。

２　記載要領

⑴　「臨時販売場を設置しようとする期間」欄は、設置しようとする臨時販売場の設置期間（７月以内）を記載します。

⑵　「設置しようとする臨時販売場の区分」欄は、設置しようとする臨時販売場の区分を選択します。

⑶　「設置しようとする臨時販売場の所在地」及び「設置しようとする臨時販売場の名称」欄は、設置しようとする臨時販売場の所在地及び名称を記載します。「設置しようとする臨時販売場の所在地」については、その場所を特定できるよう、例えば「○○県◇◇市××○－○　△△公園□□フェス会場　A3区画」のように具体的な所在地を記載します。また、「設置しようとする臨時販売場の名称」については、例えば「国税商店△△△公園□□フェス店」と記載しますが、自動販売機型臨時販売場である場合には、例えば「国税商店△△△公園□□フェス店内自動販売機第１号」と記載します。

⑷　「承認免税手続事業者の氏名又は名称」及び「承認免税手続事業者の納税地」欄は、設置しようとする臨時販売場が一般型輸出物品販売場とみなされるものであって、免税販売手続に係る事務を承認免税手続事業者に委託して行わせる場合（免税販売手続を自ら実施するほか、承認免税手続事業者にも委託して行わせる（併用する）場合を含みます。）に、その承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地を記載します。また、一の輸出物品販売場に係る免税販売手続に係る事務を２以上の承認免税手続事業者に委託する場合には、各欄にその全てを併記するか、適宜の様式に記載して添付してください。

⑸　「設置しようとする臨時販売場の指定自動販売機識別情報」欄は、設置しようとする臨時販売場が自動販売機型輸出物品販売場とみなされるものである場合、設置する指定自動販売機の指定番号（指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた８桁の数字）及び自動販売機管理番号（指定自動販売機について１台ごとに設定された15桁の英数字）を記載します。

３　添付書類

添付書類の確認（該当する確認欄にチェックしてください。）			確認
届出書に記載した所在地に臨時販売場を設置することを証する書類（テナント契約書や出店許可書の写しなど） ※　自動販売機型臨時販売場を設置する場合には、自動販売機設置契約書の写しなど			□
臨時販売場で行う免税販売手続	自ら行う場合	免税販売手続マニュアルなど ※　この書類は、これまでの輸出物品販売場の許可申請時や臨時販売場の設置届出時に提出したものと内容に変更がない場合、提出を省略して差し支えありません。この場合、届出書の「参考事項」欄に、例えば「必要な添付書類のうち免税販売手続マニュアルについては令和○年○月○日に同内容のものを提出済であるため、提出を省略」と記載します。	□
	承認免税手続事業者に委託する場合	その委託に関する契約書の写しなど	□